

指定研修を修了した看護師の登録の方法について

参考資料 1

	特定行為に係る看護師の研修制度（案）	学会等民間主体が研修や登録を実施する案
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○研修機関は厚生労働大臣が指定。 ○研修の枠組み（教育内容、単位等）については厚生労働省令で規定。 ○厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請に基づき、看護師籍に登録するとともに、登録証を交付。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修は学会等民間主体（以下「学会等」という。）が実施。 ○研修の枠組みは各学会等が定める。 ○各学会が定める修了要件（試験等）に合致する看護師に各学会等から修了証を交付。
医療現場への効果	<ul style="list-style-type: none"> ○医師又は歯科医師による個々の看護師の能力確認の一助となり、指示をしやすくなる。 ○研修を修了していることの確認に止まるものであり、制度として看護師資格の中に特段の職位を設けるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師又は歯科医師による個々の看護師の能力確認の統一的な指標となりうる。 ○医師又は歯科医師による個々の看護師の能力確認の一定の評価の指標となりうる。 ○各学会等が研修の修了の確認を行うため、医師又は歯科医師による個々の看護師の能力確認に当たっては、各学会等の当該確認の内容等を評価する必要がある。
制度的な効果	<ul style="list-style-type: none"> ○指定研修の修了状況を統一的に把握し、看護師に登録証を交付することが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○看護師が各学会等による研修の修了状況をそれぞれ管理することが必要となる。